

## 山口県立きらら浜自然観察公園指定管理者募集要項

この募集要項は、山口県立きらら浜自然観察公園（以下「自然観察公園」という。）の指定管理者を公募するに当たり、その手続き、審査方法等を示すものです。

### 第1 事業内容に関する事項

#### 1 公募の趣旨

指定管理者制度の導入により、自然観察公園の管理について、民間事業者等の独自の創意工夫による効果的で効率的な運営を図り、県民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、指定管理者を募集するものです。

#### 2 公募の概要

##### (1) 施設の概要

|                  |                                                                                                                                               |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称              | 山口県立きらら浜自然観察公園                                                                                                                                |
| 所 在 地            | 山口県山口市阿知須きらら浜字遠石10509-53                                                                                                                      |
| 開 園              | 平成13年4月27日                                                                                                                                    |
| 施 設 概 要          | ・敷 地 300,000㎡ (30ha)<br>・建 物 ビジターセンター(800㎡)、観察展望棟(107㎡) 等<br>・その他 屋外施設(池、観察園路、駐車場 等)<br>※詳細は、別添「山口県立きらら浜自然観察公園指定管理者業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)のとおり。 |
| 開園日及び<br>開 園 時 間 | ・月曜(休日の場合は翌日)、年末年始(12月28日から1月4日)を除き毎日開園<br>・午前9時から午後5時まで                                                                                      |

##### (2) 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

##### (3) 指定管理者の募集方法及び選定方式

事業計画書等を公募し、その内容を審査して指定管理者の優先交渉権者から第3順位までの者を選定します。

##### (4) 審査方法

「自然観察公園等指定管理者選定委員会」を設置し、審査基準に基づき事業計画書等の審査を行います。

##### (5) 審査結果の通知

審査結果は、応募者に対して速やかに通知するとともに、山口県のホームページにおいて公表します。

(6) 協定の締結

指定管理者の優先交渉権者の選定後、当該優先交渉権者と細目協議を行い、優先交渉権者との協議が成立しない場合は、第2順位、第3順位の者と順次協議を行います。

協議が成立した者を、指定管理者の候補者とします。

議会の議決を経て、当該候補者が指定管理者として指定された後に、協議内容に基づき、協定を締結します。

(7) 問い合わせ先

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 県庁2階

山口県環境生活部自然保護課自然共生推進班

電話：083-933-3060、FAX：083-933-3069

E-mail：a15600@pref.yamaguchi.lg.jp

### 3 指定管理者が行う管理の基準

自然観察公園の管理の基準は、山口県立自然観察公園条例（平成13年山口県条例第5号）、山口県立自然観察公園規則（平成13年山口県規則第89号）及び業務仕様書に規定するとおりとします。

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は以下の業務を行います。詳細は別添「業務仕様書」を参照してください。事業計画書に具体的な提案を盛り込んでください。

(1) 自然観察指導等の実施に関する業務

- ① 野生動植物との触れ合いの機会の提供に関すること
- ② 野生動植物の観察の指導に関すること
- ③ 野生動植物に関する資料等の収集及び展示に関すること
- ④ 自然保護についての普及啓発に関すること
- ⑤ 自然環境学習の推進に関すること

(2) 施設の運営に関する業務

- ① 利用料金の設定、収受に関すること
- ② 施設の開館等に関すること
- ③ 利用促進に関すること

(3) 自然観察公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

### 5 管理に関する経費等

(1) 利用料金制度

- ① 自然観察公園のビジターセンターの利用については、利用料金制を採用しますので、指定管理者は、利用料金を自らの収入として収受し、原則、自然観察指導業務に要する経費に充てるものとします。
- ② 利用料金の額は、山口県立自然観察公園条例第12条第2項の規定に基づき、指定管理者が山口県知事の承認を受けて設定するものとします。
- ③ 指定管理者は、県があらかじめ示す基準によるもののほか、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、県と協議の上、利用料金を減免又は変更することができます。

(2) 指定管理料の上限額

- ① 施設の管理運営に要する経費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に次の金額を上限として指定管理料を支払います。

|                                                     |
|-----------------------------------------------------|
| 指定管理料上限額（５年間）      ２９１，１３５，０００円<br>（消費税及び地方消費税を含む。） |
|-----------------------------------------------------|

- ② 指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等の収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定めます。

なお、指定期間中の各年度の指定管理料の額は、業務内容の変動等を踏まえ、毎年度、「年度協定」を締結して定めるものとします。

- ③ 指定管理料は、災害の発生など特別な場合を除き、原則として増額しません。

また、指定管理者の経営努力により生じた利益については、当該利益の額があまりに過大であると認められる場合を除き、原則として指定管理者の利益とします。

- ④ 指定管理料は、会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）ごとに支払います。

なお、支払の時期、方法については、別途、協定において定めます。

(3) リスク分担

県と指定管理者のリスク分担は、おおむね次の表のとおりとし、詳細は、協定において定めるものとします。

なお、あらかじめ定めたリスク分担に疑義が生じた場合や、想定していないリスクが発生した場合は、県と指定管理者が協議の上、対応を決定するものとします。

| 項 目           | 内 容 等                                                            | 損失の負担 |           |
|---------------|------------------------------------------------------------------|-------|-----------|
|               |                                                                  | 県     | 指定<br>管理者 |
| 物価の変動         | 管理運営費に係る物価水準の上昇                                                  |       | ○         |
| 金利の変動         | 金利の変動に伴う資金調達コストの増加等                                              |       | ○         |
| 税制の改正         | ①施設の設置や管理運営の根幹に影響が及ぶもの                                           | ○     |           |
|               | ②施設の管理運営の業務一般に関するもの                                              |       | ○         |
| 関連法令の改正       | ①施設の設置基準・管理基準に関するもの                                              | ○     |           |
|               | ②施設の管理運営の業務一般に関するもの                                              |       | ○         |
| 施設(設備)の<br>損傷 | ①不可抗力（県及び指定管理者のいずれの責めにも帰しがたい暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自 | ○     | △<br>(軽微) |

|                                     |                                                     |   |   |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------|---|---|
| 損失には、修繕工事期間中のサービス提供に必要な施設の仮設経費等を含む。 | 然的又は人為的な事象) によるもの                                   |   |   |
|                                     | ②管理の瑕疵から生ずるもの                                       |   | ○ |
|                                     | ③日常的（小規模）修繕で修復できるもの<br>（①及び②の場合を除く。）                |   | ○ |
|                                     | ④大規模修繕（1件当たりの所要額が100万円以上のもの）又は改修を要するもの（①及び②の場合を除く。） | ○ |   |

| 項 目                                                  | 内 容 等                                                                              | 損失の負担 |       |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
|                                                      |                                                                                    | 県     | 指定管理者 |
| 備品の損傷                                                | ①県貸与備品に係る不可抗力又は経年劣化によるもの                                                           | ○     |       |
|                                                      | ②県貸与備品に係る管理の瑕疵から生ずるもの                                                              |       | ○     |
|                                                      | ②管理運営経費の中で指定管理者が取得した備品に係るもの（所有は指定管理者に帰属）                                           |       | ○     |
| 支払の遅延                                                | ①県から指定管理者への指定管理料の支払遅延による新たな資金調達の発生                                                 | ○     |       |
|                                                      | ③指定管理者から業者への経費の支払遅延による延滞金、違約金等の発生                                                  |       | ○     |
| 周辺地域・住民及び施設利用者への対応                                   | ①周辺地域との協調に関するもの                                                                    |       | ○     |
|                                                      | ②施設の管理運営に対する利用者や地域住民からの要望、苦情、反対、訴訟への対応に関するもの                                       |       | ○     |
| 指定管理者が行う自主事業との関係                                     | ①指定管理者が付带的に行う自主事業に起因して施設の管理運営に生ずる損失                                                |       | ○     |
|                                                      | ②施設（設備）の損傷、管理運営に係る事故等により指定管理者が付带的に行う自主事業に生じる損失                                     |       | ○     |
| 個人情報の漏洩                                              | ①県の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの                                                            | ○     |       |
|                                                      | ②指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの                                         |       | ○     |
| 管理運営に係る事故<br><br>損失には、事故の発生に伴う施設又は管理運営の改善に要する経費等を含む。 | ①施設の設置の瑕疵から生ずるもの                                                                   | ○     |       |
|                                                      | ②施設の管理の瑕疵から生ずるもの                                                                   |       | ○     |
|                                                      | ④管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずるもの<br>（自動車の運行による事故、生産物の瑕疵による事故、利用者からの預かり金品の毀損・紛失等） |       | ○     |

| 項 目                                                                                                    | 内 容 等                                    | 損失の負担                                |           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------|-----------|
|                                                                                                        |                                          | 県                                    | 指定<br>管理者 |
| 第三者への賠償<br><br>指定管理者による<br>損失の負担は、国<br>家賠償法の規定に<br>基づき、県が賠償<br>を行い、指定管理<br>者に対して求償権<br>を行使する場合を<br>含む。 | ①施設の設置の瑕疵から生ずる損害に対するもの                   | ○                                    |           |
|                                                                                                        | ②施設の管理の瑕疵から生ずる損害に対するもの                   |                                      | ○         |
|                                                                                                        | ③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずる損害に対するもの |                                      | ○         |
|                                                                                                        | ④県が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの          | ○                                    |           |
|                                                                                                        | ⑤ 指定管理者が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの     |                                      | ○         |
| 保険への加入                                                                                                 | ①施設の設置に関するもの（火災共済保険）                     | ○                                    |           |
|                                                                                                        | ②施設の管理に関するもの（施設賠償責任保険等）                  |                                      | ○         |
|                                                                                                        | ③管理運営業務に関するもの<br>（利用者に係る保険等）             |                                      | ○         |
| 業務内容の変更                                                                                                | ①県の事情によるもの                               | ○                                    |           |
|                                                                                                        | ②指定管理者の事情によるもの                           |                                      | ○         |
| 管理運営の中断                                                                                                | ①不可抗力によるもの                               | ○                                    |           |
|                                                                                                        | ②保守点検等の回数又はこれに要する期間が当初の想定を上回ったことによるもの    | ○                                    |           |
|                                                                                                        | ③サービスの提供に不可欠な人材、原材料等の入手が困難となったことによるもの    |                                      | ○         |
|                                                                                                        | ④関係法令の変更によるもの                            | 原因となった<br>各項目に係る<br>リスク分担の<br>区分による。 |           |
|                                                                                                        | ⑤施設（設備）の損傷によるもの                          |                                      |           |
|                                                                                                        | ⑥ 管理運営に係る事故によるもの                         |                                      |           |
| 業務の終了<br>又は廃止                                                                                          | 業務の終了又は廃止に伴う指定管理者の撤収等の経費                 |                                      | ○         |
| その他                                                                                                    | ①県の責めに帰すべき事由によるもの                        | ○                                    |           |
|                                                                                                        | ②指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの                    |                                      | ○         |

(4) 経理及び管理口座

指定管理者の業務に係る経費及び収入は、他の業務に係るものと区分して経理するとともに、専用の口座で管理してください。

## 第2 事業の適正な実施に関する事項

### 1 責任の所在等

(1) 責任の所在

指定管理者は、本業務の実施主体として、その全てについて責任を負い、適正に実施することとします。

なお、県は、施設の設置者として、指定管理者が行う業務について点検・評価を行い、必要に応じ指導を行います。

(2) 業務の全部委託の禁止

指定管理者は、本管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。

(3) 他の業務の実施

指定管理者が、本管理業務以外の業務を実施する場合は、本管理業務に支障としない体制・形態で実施していただきます。

(4) 法令等の遵守

業務を遂行する上で、関係法令及び条例の規定を遵守してください。

特に、山口県立自然観察公園条例、山口県立自然観察公園規則（平成13年山口県規則第89号）を遵守するとともに、以下の法令等に留意してください。

① 地方自治法（昭和22年法律第67号）

② 山口県個人情報保護条例（平成13年山口県条例第43号）

③ 山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号）

(5) サービスの向上

施設を常に清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を常に図り、利用者の増加に努めてください。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応してください。

## 2 事業報告・モニタリング等

(1) 事業報告等

毎会計年度終了後、事業報告書を作成し、県に提出することとします。また、毎月、業務報告書を作成し、県に提出することとします。

事業報告書及び業務報告書（以下「事業報告書等」という。）の書式と提出時期は、別途、協定において定めます。

(2) 指定管理者が実施するモニタリング

指定管理者は、利用者満足度調査等により利用者のニーズを把握するよう努めるとともに、毎年度、業務の実施状況について自己評価を行うものとします。

評価項目は、別途、協定において定めます。

(3) 県が実施するモニタリング

県は、毎年度、業務の実施状況について、事業報告書等により確認するとともに、実地に調査し、業務の点検・評価を行います。

評価項目は、別途、協定において定めます。

(4) 業務の水準が低下した場合の措置

モニタリングの結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、県は是正勧告を行い、改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。

## 3 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

(1) 協定の解釈についての疑義又は協定に定めのない事項が生じた場合の措置

県と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

(2) 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合の措置

指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、県は指定の取り消しを行います。この場合、県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、速やかに業務の引継を行うものとします。

(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難になった場合、その継続の可否について協議するものとし、その結果、業務の継続が困難であると判断した場合は、県は指定の取り消しを行います。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、速やかに業務の引継を行うものとします。

### 第3 指定管理者の募集及び選定に関する事項

#### 1 指定管理者選定スケジュール

|                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| (1) 募集要項等の配布        | 令和7年9月12日(金)～10月14日(火) |
| (2) 公募説明会及び現地見学会の開催 | 令和7年9月19日(金)           |
| (3) 質問書の受付          | 令和7年9月19日(金)～9月26日(金)  |
| (4) 質問書の回答          | 令和7年10月1日(水)           |
| (5) 応募書類の受付期間       | 令和7年10月2日(木)～10月14日(火) |
| (6) 選定委員会のヒアリング及び審査 | 令和7年10月下旬              |
| (7) 審査結果の通知         | 令和7年11月上旬              |
| (8) 優先交渉権者との協議      | 令和7年11月下旬              |
| (9) 県議会による指定議案の議決   | 令和7年12月上旬              |
| (10) 業務開始           | 令和8年4月1日(水)            |

#### 2 応募者の資格要件

応募者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）にあっては、その構成員のいずれもが(1)及び(4)から(10)までに掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、その構成員のいずれかが(2)及び(3)に掲げる要件に該当するもの）とし、個人は応募資格を有しないこととします。

- (1) 法人等（法人格を有しない団体にあっては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
  - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
  - ② 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
  - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。
- (2) 事務所又は事業所を県内に有しているか、又は設置する予定があること。
- (3) 自然観察公園と同種又は類似の施設において自然保護に関する普及啓発及び自然の観察の指導に関する実務の経験を有している者を本要項第1の4(1)に掲げる業務に従事させることができること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (5) 法人等の代表者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。

- (7) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同法第166条第2項において準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。
- (8) 県における地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。
- (9) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがないこと。
- (10) 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

### 3 応募手続

#### (1) 募集要項等の配布

募集要項等を次により配布します。

- ① 場 所：山口県環境生活部自然保護課（県庁2階）（山口県山口市滝町1-1）
- ② 期 間：令和7年9月12日（金）～同年10月14日（火）での平日
- ③ 時 間：午前9時～午後5時（ただし正午から午後1時までの間は除きます。）
- ④ その他：山口県環境生活部自然保護課のホームページから公募に係る必要書類をダウンロードできます。

※ホームページ掲載期間：令和7年9月12日（金）～同年10月14日（火）

#### (2) 公募説明会及び現地見学会の開催

応募予定者を対象に説明会を開催します。

参加を希望する法人等は、令和7年9月18日（木）午後5時までに説明会参加申込書（様式1）を郵便、FAX又は電子メールにより提出してください。

- ① 日 時：令和7年9月19日（金）午前10時から
- ② 場 所：きらら浜自然観察公園ビジターセンター（山口市阿知須きらら浜）
- ③ 参加者：1法人等につき3名まで
- ④ 内 容：募集要項及び業務仕様書の説明並びに施設の見学
- ⑤ 申込先：「第1-1-(7) 問い合わせ先」に同じ

#### (3) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

- ① 期 間：令和7年9月19日（金）～同年9月26日（金）午後5時まで（必着）
- ② 方 法：質問書（様式2）に記入の上、郵便、FAX又は電子メールのいずれかにより送付してください。

※電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。

#### (4) 募集要項等に関する質問の回答

質問に関する回答は、令和7年10月1日（水）までに、質問者にFAX又は電子メールにより回答するとともに、県のホームページにおいて公表します（質問者が明示されることはありません。）。回答が遅れる場合は別途連絡します。

#### (5) 応募書類の受付

- ① 期 間：令和7年10月2日（木）～同年10月14日（火）での平日
- ② 時 間：午前9時～午後5時（ただし正午から午後1時までの間は除きます。）
- ③ 方 法：山口県環境生活部自然保護課に持参するか、書留郵便により提出してください。

#### (6) 選定委員会のヒアリング及び審査

- ① 日 時：令和7年10月下旬
- ② 場 所：山口県庁（予定） ※詳細は別途通知します。



## 4 応募書類

次の書類を応募時に提出してください。提出部数は(1)及び(2)をセットにして、A4フラットファイルにファイリングしたものを正本1部、副本6部、(3)に記載する応募者に関する書類を正本1部、副本1部とします。共同体による応募の場合、共同体による応募に係る構成書(様式3)、共同体協定書兼委任状(様式4)及び構成団体のすべてについて(3)に記載する応募者に関する書類を提出してください。

なお、応募に際して必要となる費用はすべて応募者の負担とします。(提出書類は返却しません。)

おって、下記様式6の①については、県ホームページ等で公表します。

### (1) 応募申請書(様式5)

### (2) 事業計画書(様式6)

記入項目の概要は、以下のとおりです。(別紙作成要領参考)

① 山口県立きらら浜自然観察公園事業計画書(概要版:公表用)

② 管理上の総合的な方針

③ 自然観察指導業務等の実施に関する事業の計画

④ 施設の運営・維持管理業務に関する計画

⑤ 管理体制

⑥ 収支計画

### (3) 応募者に関する書類

① 団体の概要(様式7)

② 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

③ 法人にあっては、登記事項証明書(3ヶ月以内に取得したもの)

④ 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の事業報告書又はこれに類する書類

⑤ 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

⑥ 納税証明書

ア 法人の場合

(ア) 国税(法人税、消費税及び地方消費税)について滞納がないことが確認できる税務署長の納税証明書(納税証明書「その3の3」)

(イ) 山口県の県税(全税目)について滞納がないことが確認できる県税事務所長の納税証明書

イ 個人(法人格を有しない団体の代表者)の場合

(ア) 国税(法人税、消費税及び地方消費税)について滞納がないことが確認できる税務署長の納税証明書(納税証明書「その3の2」)

(イ) 山口県の県税(全税目)について滞納がないことが確認できる県税事務所長の納税証明書

(ウ) 個人県民税について滞納がないことが確認できる市町長の納税証明書

⑦ 自然観察公園と同種又は類似の公の施設において自然観察指導の実績がある場合は、そのことを証する書類

⑧ 誓約書(様式8)

## 5 優先交渉権者の選定及び指定管理者の指定に関する事項

### (1) 資格の確認

応募申請書の提出後、山口県環境生活部自然保護課において、応募者の資格要件の適否について確認を行います。

(2) 選定委員会による審査

① 選定委員

指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）は、学識経験者など5名の委員で構成する「自然観察公園等指定管理者選定委員会」を設置し、以下の審査に当たっては、提出された事業計画書等をもとにヒアリングを実施した上で協議検討を行います。

② 審査基準

以下の基準に基づき審査を行います。

ア 事業計画書の内容が、自然観察公園を利用しようとする者の平等な利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画書の内容が、自然観察公園の効用を十分に発揮するとともに、利用者のサービス向上を図るものであること。

ウ 事業計画書の内容が、施設の管理運営に係る業務の効率化と経費の縮減を図ることができるものであること。

エ 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

③ 審査項目及び配点

②の基準に基づき、以下の項目について審査を行います。

ア 基礎的審査項目

指定管理者の基本的事項として、以下の項目を、適、おおむね適、不適の3段階で評価します。不適の項目があれば、選考の対象外とします。

| 審査項目        | 審査の視点                                          |
|-------------|------------------------------------------------|
| 利用者の平等利用等   | 利用者の平等利用の確保や法令遵守等、公の施設として適切な管理運営方針が立てられているかを評価 |
| 人的体制        | 安定的な施設の運営を行うための人員配置や組織体制の整備、職員の労働条件の適法性を評価     |
| 収支計画及び指定管理料 | 指定管理料の設定額の妥当性や、施設運営に係る収支計画の妥当性及びその実現可能性を評価     |
| 経済的基礎       | 貸借対照表、損益計算書等から安定的な施設運営を行うための経営安定性を評価           |

イ 指定管理者選考に係る審査項目

| 審査項目              | 配点  | 審査の視点                                                                                                                                                                                 |
|-------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設運営上に係る基本方針等     | 45  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設運営に当たり、利用者へのサービス向上、安全・安心、地域との協調、県などの関係機関との連携等を評価</li> <li>・設定目標の内容とその妥当性、取組方策の内容と実現可能性を評価</li> </ul>                                        |
| 自然観察指導業務等に関する事業計画 | 45  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然観察指導業務等に対する基本認識及び取組方針を評価</li> <li>・野生動植物、自然とのふれあい、自然観察指導、資料の収集展示、普及啓発等による事業計画の妥当性等を評価</li> <li>・施設の効用を十分に発揮し、魅力ある活動を行うことができるかを評価</li> </ul> |
| 野生動植物の生息環境の保全     | 25  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・園内の野生動植物の生息状況・生息環境を随時把握し、それらを保全・改善するための事業計画の妥当性、実現性を評価</li> </ul>                                                                             |
| サービスの向上           | 25  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の苦情や要望の把握、それらをサービスの向上に反映させる方法、サービス向上のための体制整備を評価</li> <li>・障害者や高齢者、外国人等の利用に係る体制整備を評価</li> <li>・利用料金制度や開館日等、利用者のサービスへの具体的な提案を評価</li> </ul>   |
| 施設の適切な維持管理と経費の縮減  | 25  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・園内施設の点検・維持管理に係る計画の妥当性を評価</li> <li>・維持管理業務の効率化と経費の縮減方策を評価</li> </ul>                                                                           |
| 施設の管理運営等          | 35  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営業務の効率化と経費縮減方策、環境負荷の低減について評価</li> <li>・職員の資質向上計画、自然観察指導業務経験者の活用など人材育成方策について評価</li> <li>・利用料金収入の確保について具体的な提案内容を評価</li> </ul>                |
| 合 計               | 200 |                                                                                                                                                                                       |

(3) 優先交渉権者の選定

山口県知事は、選定委員会の報告を受け、優先交渉権者を選定します。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

なお、共同体による応募の場合は共同体の代表団体宛へ通知します。また、審査の経過及び結果は、県のホームページ等で公表し、その主な内容は以下のとおりです。

- ① 応募者数
- ② 指定管理者候補者の名称

- ③ 指定管理者候補者の総得点
- ④ その他の応募者の総得点
- ⑤ 審査結果（選定理由、提案に対する評価）
- ⑥ 全応募者からの提案額
- ⑦ 全応募者からの事業計画の概要（公表用）
- (5) 優先交渉権者との協議  
指定管理者の優先交渉権者の選定後、当該優先交渉権者と細目協議を行い、優先交渉権者と協議が成立しない場合は、第2順位、第3順位の者と順次協議を行います。協議が成立した者を、指定管理者の候補者とします。
- (6) 指定管理者の指定  
協議成立後、山口県議会に対し、候補者を指定管理者とする旨の指定管理者の指定に関する議案を上程し、議決後に山口県知事が指定管理者に指定します。
- (7) 指定管理者との協定締結  
協議に基づき協定を締結します。協定は、指定期間を通じての基本的事項を定めた「包括協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。なお、協定書の発効は令和8年4月1日とします。
- (8) 業務の引継  
管理業務を円滑に行うため、協定締結後、新たに指定管理者として指定された者は、県及び現在の指定管理者と協議を行い、業務の引継を行うものとします。

## 6 応募に関する留意事項

- (1) 使用言語等  
書類作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。
- (2) 費用負担  
応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とします。
- (3) 失格の条件  
次の各号の一に該当する場合、失格となる場合があります。
  - ① 応募書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - ② 応募書類の作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの
  - ③ 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - ④ 応募書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
  - ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの
  - ⑥ 複数の事業計画書を提出した場合
  - ⑦ 本要項に定められた手法以外の手法により、選定委員又は関係者に本件応募に対する援助を直接的、間接的に求めた場合
  - ⑧ その他不正な行為があった場合
- (4) 応募書類の取扱い
  - ① 提出された応募書類は、返却しません。
  - ② 提出された応募書類は、指定管理者の選定以外の目的には使用しません。
  - ③ 提出された応募書類は、選定を行う作業に必要な範囲を複製することがあります。
  - ④ 受付期間後における応募書類の再提出及び差し替えは認めません。
  - ⑤ 応募書類作成のため県が配布した資料を公表・使用することはできません。
  - ⑥ 本要項において求める内容以外の書類については、受理しません。

- ⑦ 提出された応募書類は、山口県情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。
- (5) 共同体による応募
- ① 単独で応募する団体は、他の共同体による応募の構成員となって応募することはできません。
- ② 共同体による応募をする団体は、他の共同体による応募の構成員となり、又は単独で応募することはできません。
- ③ 代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、構成団体については業務遂行上の支障がないと県知事が判断した場合には変更を可能なものとし、その際には、新たな団体の「応募者に関する書類」を2部（正本1部、副本1部）提出してください。
- ④ 共同体による応募の場合、協定の締結に当たっては、共同事業体の全てを協定当事者とし、選定後の協議は、代表団体を中心に行いますが、協定に関する責任は、共同体の構成員全てが負うことになります。
- (6) 応募の辞退
- 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式9）を提出してください。
- (7) その他
- この公募手続に参加したものが、業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがあります。

## 〈別紙〉

### 事業計画書の作成要領

事業計画書に関する作成上の留意点は下記のとおりです。

#### I 山口県立きらら浜自然観察公園事業計画書（概要版：公表用）

当該事業計画書は、県ホームページ等で公表するため、事業計画書の概要を示すものです。A4用紙2枚程度にまとめてください。

#### II 事業計画書

##### 1 管理上の総合的な方針

###### (1) 管理を行う上での基本方針

自然観察公園の管理を行う上での基本方針（サービス向上、法令遵守、地域との協調、県や環境学習推進センター等との連携）について示してください。

###### (2) 利用者の平等利用の確保に関する考え方

利用者の平等な利用を確保するための考え方について示してください。

###### (3) 利用者の安全・安心

利用者の安全・安心を確保するため、事故防止、防災・防犯、緊急時対応、個人情報保護についての考え方を示してください。

###### (4) 達成目標の設定及び達成方策

自然観察指導事業及び維持管理・運營業務を行うに当たり、指定期間中に目指すべき数値目標を設定するとともに、達成に向けた取組方策について示してください。目標の設定に当たっては、特に施設の利用促進の視点に留意してください。

##### 2 自然観察指導業務等の実施に関する事業の計画

別添業務仕様書のうち、「施設目的」及び「自然観察指導の実施に関する業務の基準」等を踏まえ、以下の項目について基本的な考え方を示してください。

###### (1) 自然観察指導業務等を行う上での基本方針

自然観察公園で行う自然観察指導業務等に関し、理念、特色、意義、事業内容等についての総合的な考え方を示してください。

###### (2) 自然観察指導に関する業務の事業計画

①から⑨について、基本的な考え方、内容、企画等具体的な内容を示してください。また、企画、実施に関するノウハウと手順、自然保護団体、教育機関や他の施設との協働体制、企画に対する利用者の要望の把握と事業計画の反映の取組みについての考え方を示してください。

###### ① 事業計画（別記様式1により年度別に記載）

###### ② 野生動植物や自然とのふれあいに関する業務

###### ③ 野生動植物や自然の観察指導に関する業務

###### ④ 野生動植物に関する資料等の収集及び展示に関する業務

###### ⑤ 自然保護に係る普及啓発や情報発信に関する業務

###### ⑥ 自然環境学習の推進に関する業務

###### ⑦ 野生動植物に関する調査研究に関する業務

###### ⑧ ボランティアの育成・活動支援等に関する業務

###### ⑨ 地域との協調、県や環境学習推進センター等との連携に関する業務

### 3 施設の運営・維持管理業務に関する計画

「業務仕様書」のうち「施設及び設備の運営に関する業務の基準」及び「施設及び設備の維持管理に関する業務の基準」等を踏まえ、以下の項目について基本的な考え方を示してください。

(1) 運営・維持管理業務を行う上での基本方針

業務の効率化、維持管理水準の向上等の観点から、自然観察公園における運営・維持管理業務の基本的な考え方について示してください。

(2) 野生動植物の生息環境等の保全

①から④のとおり、施設の効用発揮の観点から、園内の野生動植物の生息状況及び生息環境を随時把握するための具体的な方策を示してください。また、園内の野生動植物の生息環境を保全・改善する方策又は県への提案があれば示してください。

① 園内の野生動植物の生息状況の把握の方策

② 園内の野生動植物の生息環境の把握の方策

③ 園内の野生動植物の生息環境を保全又は改善する方策

④ 園内の野生動植物の生息環境を保全又は改善するための県への提案

(3) サービスの向上

自然観察公園の利用者へのサービス向上策として、以下の観点から示してください。

① 利用者の苦情・要望の把握方策及び施設運営への反映方策

利用者からの苦情・要望を的確に把握し、それらを施設運営に反映させる方策を示してください。

② サービス向上のための体制整備

サービスを向上させるため、第三者評価や、サービス向上委員会の設置等体制整備について具体的に示してください。

③ 障害者や高齢者、外国人等の利用への配慮

幅広い利用者への対応について、具体策を示してください。

④ 利用料金

自然観察公園は利用料金制を採用しています。条例で定める利用料金を参考に、利用料金の設定について提案があれば示してください。また、利用料金の減免等について、提案があれば示してください。

⑤ 開館時間・休館日

開館時間・休館日の基準は条例で定められていますが、県知事の承認を得て、指定管理者がこれらを変更することができます。提案があれば示してください。

⑥ その他サービス向上を図るための取組

自然観察公園としてふさわしい効果的・効率的な活用方策など、上記以外の項目で、自然観察公園の運営業務について、サービス向上を図るための提案があれば示してください。

(4) 管理運営に係る業務の効率化及び経費の縮減に関する方策

施設の管理運営に関し、業務の効率化及び経費の縮減に資する方策を示してください。

(5) 環境負荷の低減に関する方策

施設の運営において、地球温暖化防止、廃棄物削減対策等環境負荷の低減策を示してください。

(6) 施設等の維持管理

施設等の維持管理計画について、別記様式2により年度別に示してください。ま

た、維持管理に係る業務の効率化と経費の縮減に関する方策について、具体的に示してください。

#### 4 管理体制

##### (1) 組織体制

###### ① 組織図・職員配置の考え方

自然観察公園を運営するための組織図、職員の配置を示してください。

組織図はわかりやすい形で図示し、配置する職員数を（ ）書で併記してください。

###### ② 職員の配置計画

職員においては、職能ごとに分類し、それぞれの職種ごとに雇用形態、担当業務内容等を示してください。

なお、確定していない場合は現時点での想定を示してください。

また、組織図に記載された各職員の勤務体制（勤務時間、休日設定など）を示してください。

###### ③ 職員の病休時の対応方針

職員の病休などに際し、円滑な運営が確保されるよう方策を示してください。

###### ④ 人材育成方針及び職員の研修計画

人材育成及び職員の研修計画など、職員の資質向上の考え方を示してください。

###### ⑤ 自然観察指導業務の経験者の活用

自然観察指導業務に係る経験者の活用方策を示してください。

#### 5 収支計画

##### (1) 5カ年の収支計画書

上記の計画等を元に、別記様式3にて、指定期間中の各年度の収支計画を作成してください。

##### (2) 指定管理料の額

年度別の指定管理料の額及び合計額を示してください。

##### (3) 収入の確保に関する具体的な提案

指定管理料以外の収入の確保に関する具体的な取組内容を示してください。